

学校法人日本福祉大学
ガバナンス・コード

令和4年3月22日制定
令和5年9月1日改正

学校法人 日本福祉大学

目 次

はじめに

第1章 特色ある大学の運営（自主性・自律性の尊重）

- 1-1 建学の精神
- 1-2 教育と研究の目的（日本福祉大学の使命）

第2章 本法人運営の基本

- 2-1 理事会
- 2-2 理事長
- 2-3 理事
- 2-4 監事
- 2-5 学園長
- 2-6 評議員会
- 2-7 執行役員

第3章 大学運営の基本

- 3-1 学長
- 3-2 執行体制
- 3-3 学部長・教授会等の役割
- 3-4 全学協議会
- 3-5 内部質保証推進委員会

第4章 経営と教学の合意形成機関

- 4-1 理事長・学長会議
- 4-2 学園戦略本部

第5章 ステークホルダーとの関係（公共性・信頼性）

- 5-1 学生に対して
- 5-2 教職員等に対して
- 5-3 社会に対して
- 5-4 危機管理及び法令遵守

第6章 情報公開（透明性の確保）

第7章 附属高等学校、専門学校、その他学校法人関係事業の運営

- 7-1 日本福祉大学附属高等学校
- 7-2 日本福祉大学中央福祉専門学校
- 7-3 その他学校法人関係事業

学校法人日本福祉大学ガバナンス・コード

はじめに

学校法人日本福祉大学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法、その他関連法令のもと、大学及び大学院、付属高等学校、専門学校、付属クリニック、並びに、その他教育研究事業を行うための諸機関を設置している。本法人は、建学の精神の具現化のため、また私立大学・学校として社会的使命を果たすため、将来計画（以下、中期計画）を定め事業の遂行にあたっている。

本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」を基本にしつつ、適切なガバナンスを確保し、中期計画を着実に推進するため、また、時代の変化に対応し、社会からの期待に応える法人・大学づくりを実現するために定める。あわせて、本ガバナンス・コードを学内外に公表することで、ステークホルダーはもとより広く社会に対する説明責任を果たし、本学への信頼向上を目指すとともに、教職員にとっては経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、自律的な組織管理運営の質向上に取り組むための指針とする。

なお、本ガバナンス・コードは、今後も法令遵守や本法人の適切なガバナンスの確保の観点に立ち、中期計画の策定期にあわせて見直しを図るとともに、適宜必要な改訂を行うものとする。

第1章 特色ある大学の運営（自主性・自律性の尊重）

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神

中部社会事業短期大学（現 日本福祉大学）は、その根本精神として、高く清き宗教的信仰に根をおろした教養が積まれる場所でありたいと願うのであります。社会事業の経営について深い問題を研究すべきはもちろんでありますが、社会事業の専門的知識人を作ることよりも、永遠向上の世界観と、大慈大愛に生きる人生観を把握した健全な人格を育て、広い世界的視野をもちつつ、社会事業を通じて、わが人類のために自己を捧げることが惜しまぬ志の人を、現実の社会に送り出したいのであります。今や新しい日本は、新しい文化的基盤を要求しております。それは、真・善・美・聖の精神文化、特に従来不振の状態にある聖一即ち信仰を他にして、奈辺にも見出し難いのであります。

この悩める時代の苦難に身をもって当たり、大慈悲心・大友愛心を身に負うて、社会の革新と進歩のために挺身する志の人を、この大学を中心として輩出させたいのであります。それは単なる学究ではなく、また、自己保身栄達のみならず、汲々たる気風ではなく、人類愛の精神に燃えて立ち上がる学風が、本大学に満ち溢れたいものであります。

釈尊のお言葉、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」この一偈（げ）を、精神的根源としたいのであります。

これぞ本大学学徒等の、魂の奥底に鳴り響かすべき、真理追求の基調でなければならないのであります。

昭和28年4月1日 学園創立者 鈴木修学

(2) 教育標語

学園創立 10 周年の昭和 38 (1963) 年に、建学の精神を踏まえて「教育標語」を定め、教育理念としている。

教育標語 「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」

1-2 教育と研究の目的（日本福祉大学の使命）

(1) 建学の精神に基づく大学の教育目的及び研究目的、教育目標

① 本学の教育目的及び研究目的

学校教育法に則り、人間及び社会に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かな思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする。

② 本学の教育目標

真理の探究と人間の尊厳を基に、21 世紀の新しい福祉社会と持続可能な地域社会の構築に貢献する指導的人材を育成する。

③ 各学部の教育目的及び研究目的

各学部の教育目的は、建学の精神や教育標語、大学全体の目的に基づき定めており、その目標に対して、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し学位を授与するのかを、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として具体的に示している。

ア 社会福祉学部

大学の建学の精神を踏まえて設定した、3つの能力「学ぶ力（学習意欲・目的・方法の自覚）」「つながる力（対人関係能力）」「やりとげる力（問題解決能力）」を、体系的に習得することを共通の目的とする。こうした幅広い学びと実践を通して、「人間の福祉の増進を目指して、社会の変革を進め、さまざまな問題解決を図れるようなソーシャルワーカーとしての専門職」、「国際化・情報化・高度技術化に対応でき、さまざまな社会的活動と連携できる人」、「豊かな教養と人間性・創造性を備えた人」、「大学院や教職を目指す人や、社会福祉の学びをした幅広い企業人」といった人材を育成することを目指す。

イ 経済学部

豊かな発想で「新しい福祉社会」を設計し、その実現に貢献する自立した経済人の養成を目標とする。そのために経済や経営に加え、医療・福祉システムの理解を深め、現代の社会、経済、そして生活の大きな変貌を正確にとらえる力を養う。また、地域社会や職場など現場での問題を感じ、知識と融合して考え、解決に向けて行動する実践力を養う。こうして家庭・地域の一員として豊かな生活を実現するだけでなく、社会的利益の追求に貢献することを通して将来に希望をもって生活できる社会づくりに積極的に関わっていく人材を養成する。

ウ 福祉経営学部（通信教育）

医療・福祉に関する知識や技術の習得はもちろんのこと、組織や資金のマネジメント能力、福祉ニーズに対応するマーケティング能力、地域資源のコーディネート能力、新産業創造のためのビジネス能力など、多面的な能力を備えた医療・福祉マネジメント人材の養成を目指す。

エ 健康科学部（リハビリテーション学科／福祉工学科）

福祉社会の構築に資するため、医療・保健・福祉・工学等の多角的な側面から、年齢や障害の有無を問わず、誰もが自立した人生を全うできるよう支援し、また、情報工学の知識を活用して、健康を育むことのできる住環境・生活空間づくりを提案できる人材の育成を目指す。

オ 教育・心理学部（子ども発達学科 保育・幼児教育専修、学校教育専修 学校教育コース、学校教育専修 特別支援教育コース／心理学科）

教育・心理学部ではすべての人々に生きる勇気と希望を育むことができる、保育・教育・心理のプロフェッショナルの養成を目的としている。

カ 国際福祉開発学部

世界の人々の持続可能な『幸せ』のために、国際的なチームで協働して地球市民としての責任を果たすことのできる人材を育成する。そのために、多文化コミュニケーション、発信型英語、共創アプローチ、ICT 活用能力の4つの知見と教養、スキルを養成する。

キ 看護学部

学生ひとりひとりが、自ら学び、考え、問う力を育み、人々に関心を抱き理解を深める感性を涵養し、個別性に対応できる看護の実践能力を備え、地域社会の保健・医療・福祉に対して真摯に対応できる看護専門職を育成する。

ク スポーツ科学部

すべての人々（国民）が生涯にわたって、健康であることを土台とした文化的な生活、活力ある生活、等しく生きがいを持った生活を営む共生社会を構築するために、文化としてのスポーツを多角的視点（人文・社会・自然科学等）から理解し、学校、地域、その他の場で、真摯に人と向き合い、よりよい関係を作り、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決能力を持って実践にあたることのできる人材を養成する。

（2）建学の精神に基づく大学院の教育目的等

大学院の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を次の通り定めている。

① 本大学院の教育目的及び研究目的

学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

② 各研究科の教育目的及び研究目的

各研究科の教育目的は、建学の精神や教育標語、大学院全体の目的に基づき定めており、その目標に対応して、どのような力を身に付けた者に学位を授与するのかを学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として具体的に示している。

ア 福祉社会開発研究科（社会福祉学専攻博士課程／福祉経営専攻博士課程／国際社会開発専攻博士課程（通信教育））

（ア）社会福祉学専攻博士課程は、社会福祉の専門研究者として自立して研究を進めることができる能力を養い、将来、社会福祉研究・教育の中心的な担い手となる人材を養成するとともに、社会福祉の現場で社会福祉学を基盤とする高度な研究能力、

指導力を備えた専門職業従事者として関連領域の専門職と協働して活躍できる人材を養成する。

(イ) 福祉経営専攻博士課程では、組織として、利用者本位の安全で質の高い医療・福祉サービスを持続的に供給する「医療・福祉経営」のあり方を追及し、特に医療・福祉領域の職業に従事する社会人やこれらの領域を対象とする企業などに勤める社会人を対象に、高度専門職業人を養成する。

(ウ) 国際社会開発専攻博士課程（通信教育）では、国際社会開発領域の先端的かつ根源的課題に取り組みながら、幅広いディシプリンと方法論に基づき、各人の経験を理論的に深化させることを通じて、国際開発・協力領域での高度専門職業人を育成しうる世界水準の教育研究者の育成と、開発現場で管理職レベルの人材を養成する。

イ 社会福祉学専攻科（心理臨床専攻修士課程／社会福祉学専攻修士課程（通信教育））

(ア) 心理臨床専攻修士課程では、心理臨床の援助理論と実践の教育及び研究指導を通じて、心理判定員、心理療法士、スクールカウンセラーなど、医療・福祉・教育・産業・司法領域において問題解決に取り組めるスペシャリストを養成する。

(イ) 社会福祉学専攻修士課程（通信教育）では、社会福祉と保健・医療の領域における現代の課題に対応するため、社会資源の組織化・計画化・システム化を図る総合的・実証的な研究教育を進める。社会福祉を取り巻く新たな環境変化に対応できる保健・医療・介護・福祉・教育・保育領域での高度専門職業人を養成する。

ウ 医療・福祉マネジメント専攻科（医療・福祉マネジメント専攻修士課程）

主に保健・医療・福祉サービス領域において、高度専門職として、あるいは組織（医療法人、社会福祉法人、NPO、企業、行政など）として、いかに利用者本位で安全で質の高いサービスを効率良く持続的に提供するかという「マネジメント」のあり方を研究・教育し、それを実践できる人材を養成する。

エ 国際社会開発専攻科（国際社会開発専攻修士課程）（通信教育）

国際社会開発領域の実践的かつ基礎的課題に取り組みながら、社会科学的方法論に基づき、各人の経験を開発学の枠組みで体系化させることを通じて、国際社会開発領域における高度な開発方法論を備えた専門職業人を養成する。

オ 看護学専攻科（看護学専攻修士課程）

複雑で多様な社会環境から発せられる保健・医療・福祉におけるさまざまな健康にかかわるニーズに対して、本学が目指す“ふつうのくらしのしあわせ”(Well-being for All)をふまえて、看護学の専門的探求を通じて、学問的根拠をもって応えることができる研究力や教育力を有する人材を育成する。

カ スポーツ科学研究科（スポーツ科学専攻修士課程）

スポーツ科学に関わる専門的で高度な知識及び技能を有し、これに関わる理論の探求と実践的な研究成果を構築し、スポーツ科学の発展に寄与できる高度専門職業人を養成する。加えて、多様なスポーツニーズへの理解、スポーツにおける倫理観を有し、スポーツ・体育の現場やそれを取りまく社会における課題を解決することで、スポーツ文化を発展、継承できる人材を養成する。

(3) 中期計画の策定とその推進体制について

- ① 本法人の事業に関する中期計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を得て策定する。
- ② 中期計画の策定にあたっては、認証評価の結果を踏まえるとともに、学内外の環境変化の予測に基づき検討を行い、適切な計画を定める。
- ③ なお、第3期学園・大学中期計画（以下、第3期中期計画）は、令和3（2021）年度から令和10（2028）年度の8年間を計画期間としている。令和3（2021）年度から令和6（2024）年度を前半期、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度を後半期とし、主な施策の目標年度を令和10（2028）年度に定め、前半期の成果をもって後半期の計画を見直す。第3期中期計画では5つの基本軸を定めている。
- ④ 中期計画に基づき、各年次の事業計画を策定している。事業計画は、各領域を担当する執行役員が計画を立案し、学内の諸会議で審議を行い、評議員会の意見を聴いた上で理事会にて決定している。事業計画の進捗状況、財務状況についても管理把握し、各年次の事業報告書として内外に公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めている。

第2章 本法人運営の基本

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

理事会は、本法人の経営を強化しその安定性と継続的發展を念頭に置き法人の業務を決する。また、理事及び学長をはじめとする運営責任者に対する実効性の高い監督を行い、内部統制・リスク管理を図り、大学・各学校の価値向上の実現のため、役割・責務を適切に果たす。

- ① 理事会は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、寄附行為の変更、法人の存続にかかわる事項（解散、合併等）、予算（借入金、予算外の新たな義務の負担、権利の放棄等を含む）及び事業計画（中期計画を含む）等について議決を行う。
- ② 理事会は、学生の修学、学術研究、教員人事政策、その他、本学の教育研究に関する事項について、学長へ権限を負託している。

(2) 理事会の運営

- ① 理事会は、年間の審議計画を策定し、毎月開催（8月を除く）を原則としている。業務執行者から理事会に適切な報告がなされるよう、常任理事会において議事の確認を行っている。
- ② 理事会は、中期計画及び経営政策、教職員の任免、経営評価等の管理運営に関する重要な事項を取扱い、議決した事項に基づく日常の経營業務は、常任理事会において処理している。
- ③ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。
- ④ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(3) 常任理事会

- ① 理事会の議決に基づく経營業務に関する事項、理事会及び評議員会、学園戦略本部会議、理事長・学長会議の議事に関する事項等を審議するため、常任理事会を置いている。常任理事会は、理事長、副理事長、学長、専務理事及び全常務理事を構成員としている。
- ② 常任理事会のもとに事業計画に基づく事業の具体化とその推進、政策の立案等にあたる部会を置いている。

2-2 理事長

(1) 理事長の責務

- ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する
- ② 理事長を補佐するため、副理事長を2名、常務理事を5名置き、理事長の職務代行者もあらかじめ理事会において定めている。
- ③ 本法人の業務に関して必要な意見を聞くために、現在11名の顧問を置いている。

(2) 理事長の選・解任

- ① 理事のうち1名を理事長とし、理事会において理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう）の過半数の議決により選任する。
- ② 理事長の職は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- ③ 理事長は、辞任によって、その職を退任できる。

2-3 理事

(1) 理事の責務及び選・解任

- ① 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行う。
- ② 理事は、9人以上13人以内とし、次に掲げる者とする。現在、13名（内、外部5名を含む）の理事を置いている。
 - ア この法人の設置する大学の学長 1人
 - イ 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人以上6人以内
 - ウ 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人以上6人以内
- ③ 理事は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、解任することができる。
- ④ 理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受けなければならない。

(2) 学内理事の役割

- ① 副理事長は2名とし、それぞれ事業・組織マネジメント領域及び教学マネジメント領域を総括する。あわせて、事業・組織担当副理事長は東海キャンパスを担当する。
- ② 副理事長及び常務理事は「常務理事の業務遂行基準」を遵守し、その業務を遂行する。
- ③ 常務理事は5名とし、それぞれ総務、教学、研究、企画、連携にかかわる事業を担当する。あわせて、教学担当理事は美浜キャンパス、総務担当理事は半田キャンパス、研究担

当理事は名古屋キャンパスを担当する。

- ④ 学内理事は、常任理事会のもとに置かれた各職務領域の部会について責任者となり、事業計画等に基づく諸事業の具体化と推進にあたり、適切な業務執行を行う。

(3) 外部理事の役割

- ① 外部理事は本法人の各事業の一層の遂行のため、副理事長及び常務理事とともに、大学同窓会との連携、三法人連携（本法人、宗教法人法音寺、社会福祉法人昭徳会）、国際政策、産学連携の4つの分野についてそれぞれ担当している。
- ② 外部理事は、担当する分野に関連する部会の構成員として必要な会議へ出席し、事業の推進にあたっている。

2-4 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）

- ① 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、「学校法人日本福祉大学監事監査規程」に則り、監査する。
- ② 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行に関する不正行為や法令・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、理事会及び評議員会にも報告する。さらに、理事会・評議員会の招集を請求することができる。
- ③ 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令・寄附行為に違反する行為をする、又はこれらの行為をするおそれがある場合に、当該行為によって本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(2) 監事の選・解任

- ① 監事は、本法人の理事、職員（本法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。
- ② 監事の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する。
- ③ 監事の配置は2名とし、うち、1名は常勤監事としている。
- ④ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮する。
- ⑤ 監事は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、解任することができる。

(3) 監事監査等

- ① 監事は、学校法人日本福祉大学監事監査規程に基づき監査を実施する。監査は、通常監査と臨時監査に区分し、実施している。また、通常監査は定例監査（中間と期末）と重点監査（テーマ監査）に区分し、実施している。
- ② 監事は、通常監査について、毎事業年度の初めに重要性・適時性その他必要な要素を考

慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を作成している。

- ③ 監事は、毎会計年度中間及び期末に、業務・会計監査の結果を踏まえ、検討・協議を経て正確、かつ、明瞭に監査報告書を作成する。期末については当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告している。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事は、財産の状況を監査するに当たり、公認会計士（監査法人を含む）から報告を求めるとともに、必要に応じ公認会計士に対し専門的事項の調査を委任することができる。
- ② 監事に対し情報共有を行うため、監事会を毎月開催するほか、理事長、学長や監査法人との懇談会を適宜開催している。また、必要に応じて学内の会議へ出席や資料の閲覧をすることができる。
- ③ 監事に対し必要な研修について情報提供を行うとともに、監事業務を支援するために担当職員を配置している。

2-5 学園長

(1) 学園長の職務

建学の精神を体した学園の精神的支柱として学園長を置いている。学園長は理事会において選任し、理事会の議決に基づき、学園創立者鈴木修学先生顕彰教育振興事業や本法人の創立記念事業等に関わる業務を執り行う。

2-6 評議員会

(1) 評議員会の役割

評議員会は、本法人の諮問機関として、31人の評議員をもって組織する。

- ① 寄附行為の変更、法人の存続にかかわる事項（解散、合併等）、その他、役員を選・解任等の寄附行為に定める事項については、評議員会の議決を要する。
- ② 予算（借入金、予算外の新たな義務の負担、権利の放棄等を含む）、事業計画（中期計画を含む）、役員に対する報酬等の支給基準、寄附金品の募集、学則変更等の本法人の業務に関する重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴くこと（議決を含む）を定めている。
- ③ 評議員会は、本法人の業務・財産の状況、役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べることや、役員から報告を徴することができる。
- ④ 評議員会は、理事会において選出した監事の候補者について審議を行い、同意を得た者を理事長が選任している。

(2) 評議員会の運営

- ① 評議員会は、3月及び5月を定例開催とし、その他は議事に応じて、理事長の招集により開催している。
- ② 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(3) 評議員の選・解任

- ① 評議員となる者は、次に掲げる者とする。
 - ア 本法人の職員のうちから、理事会において選任した者
 - イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者
 - ウ 学識経験者のうちから、評議員会において選任した者
- ② 評議員は、評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

2-7 執行役員

理事業務を補佐するために執行役員を配置している。執行役員は、理事長が推薦し、理事会で選任している。

(1) 執行役員の役割

- ① 執行役員は、学校法人日本福祉大学執行役員に関する内規に定められた領域の業務を分担執行している。中期計画に基づき、担当する領域の事業について各年度の事業計画を立案・執行している。
- ② 執行役員の日常業務を処理するため執行役員会を適宜開催している。また、年2回常任理事会との合同集中討議を開催し、中期計画や事業計画の進捗状況等について報告や次期の計画について報告・議論を行っている。

第3章 大学運営の基本

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、日本福祉大学の教育研究に関する次の各号について、権限を負託されている。
 - ア 学生の修学に関する事項
 - イ 学術研究に関する事項
 - ウ 教員人事政策に関する事項
 - エ 前各号のほか、理事会が必要と認める事項
- ② 学長は理事会より負託を受け、日本福祉大学建学の精神の継承と発展に努め、日本福祉大学の教学の責任者として校務をつかさどり、大学諸機関を統括する。

(2) 学長の選・解任

- ① 理事長は、学長予定者を理事会に諮り、理事会の承認を得て学長を任命する。
- ② 学長の選任については日本福祉大学学長選任規程に定め、解任については日本福祉大学学長規程に定めている。
- ③ 学長の選任にあたっては、学外有識者を含む選考委員会を設置し、学長予定者の選考にあたっている。選考委員会は「求める学長像」を定め、学長選任に関わる一連の手続きを管理し、理事長に学長予定者を進達する役割を担っている。学長予定者は、教授会における学長候補者としての適格性の審査投票や、教職員による学長選挙投票の結果、並びに、

面接等を踏まえて決定される。

3-2 執行体制

(1) 副学長の役割

学長を補佐するため、副学長を置いている。副学長は、専任教職員の中から学長により任命され、命じられた職務を取り行う。学長に事故ある場合は、あらかじめ指名された副学長がこれを代行する。現在、2名の副学長が「教務、学生、入試・就職、教員職務・教員人事、大学質保証」「研究、連携（産学連携、地域連携、法人連携など）、支援組織（同窓会、大学後援会）」の分野を担う。

(2) 学長補佐等の役割

- ① 学長を補佐するため、学長補佐を置いている。学長補佐は、専任教職員の中から学長により任命され、命じられた校務を取り行う。現在、3名の学長補佐が配置され、「大学改革・学募広報」「教育改革（多職種連携教育含）・学生支援」「地域連携（地域連携教育含）・国際」の分野を担う。
- ② 教務部、学生部、入試部及び就職部（以下、総称して専門部という）の部長は学長により任命され、各部門における全学的事項を推進する。

(3) 審議機関

- ① 教学上の重要事項を審議・確認する機関として大学評議会を置いている。また、日常業務及び全学事項について審議を行い、全学及び各学部の統一的な業務を執行する機関として大学運営会議を置いている。大学運営会議で審議された内容は必要に応じ、大学評議会に掲題される。
- ② 重要事項及び長期的課題について必要な政策討議を行う機関として、学長会議を置いている。学長会議で討議された内容は必要に応じ、大学運営会議に掲題される。
- ③ 専門部で審議された内容は必要に応じ、大学運営会議に掲題される。

3-3 学部長・教授会等の役割

(1) 学部長及び大学院研究科長

- ① 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。学部長は学部教授会で選出し、その結果を学長に進達し、学長が任命する。
- ② 大学院研究科長は、研究科の管理運営及び課程教育の統括を行う。研究科長（福祉社会開発研究科を除く）は各研究科で選出し、学長が任命する。

(2) 学部委員会

学部長を補佐し、学部の教学運営、その他の業務執行にあたるため、学部長のもとに学部委員会を置いている。学部委員会で討議された内容は必要に応じ、学部教授会に掲題される。なお、学部委員会の運営については日本福祉大学学部委員会運営規則に定めている。

(3) 学部教授会

学部教授会において審議する事項は、日本福祉大学学部教授会運営規程に定めており、学部教授会で審議・確認した結果については学長に進達され、学長が決定している。

(4) 教員の任務等

本学の専任教員は、日本福祉大学教員規則に基づき自律的に教育・研究に従事するとともに、大学の管理・運営上の職務を担う。なお、教員の適格性については、日本福祉大学教員資格再審査規程に基づき本学就任から5年ごとに再審査を行っている。

3-4 全学協議会

(1) 全学協議会の役割

大学の長期計画に関する事項や、大学の基本方針に関する全学的な重要事項を協議する機関として、全学協議会を置いている。全学協議会は、学長が議長を務め、理事、教職員（大学評議会や職員会議、教職員組合）の他、学生（学生自治会）を構成員としている。

3-5 内部質保証推進委員会

(1) 内部質保証推進委員会の役割

- ① 本学における内部質保証を推進するために、日本福祉大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証推進委員会」という。）を置いている。内部質保証推進委員会の委員長は、学長が指名し、構成員は委員長が指名している。
- ② 内部質保証推進委員会は、「日本福祉大学の内部質保証に関する規程」第4条に定める事項に係り、点検・評価活動を行っている。

第4章 経営と教学の合意形成機関

4-1 理事長・学長会議

(1) 理事長・学長会議の役割

- ① 経営と教学の重要事項について統一した意思の形成と調整をはかるため、理事長・学長会議を置いている。理事長・学長会議は、理事長、副理事長、学長、専務理事、副学長、常務理事、経営戦略室長、附属高等学校校長、中央福祉専門学校校長、学園事務局長、大学事務局長を構成員としている。
- ② 理事長・学長会議は、学園・大学の中期計画、基本政策及び事業計画、教員人事政策、学生・生徒募集及び広報、生涯学習政策等の事項について、検討・審議している。

4-2 学園戦略本部

(1) 学園戦略本部の役割

- ① 学園の基本戦略を協議するため学園戦略本部を置いている。学園戦略本部は、理事長、副理事長、学長、専務理事、副学長、常務理事、執行役員、学長補佐、総合企画室長、学園事務局長、大学事務局長、大学院委員長、学部長、中央福祉専門学校校長、附属高等学校校長を構成員としている。

- ② 経営と教学が一体となって事業を推進していくための協議・合議機関として、学園戦略本部のもとに学園戦略本部会議を置いている。学園戦略本部会議は、本法人・大学の中期計画や学部の新設・再編等、本法人の基本戦略について協議している。

第5章 ステークホルダー等との関係（公共性・信頼性）

建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う上で、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性の確保が求められる。その社会的責任を十二分に果たし、ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、学内外を問わず健全な学修環境や労働環境を阻害する要因（ハラスメント等）に対しては、毅然かつ厳正に対処するとともに、以下の取組みを推進している。

5-1 学生に対して

（1）3つの方針（ポリシー）

- ① 建学の精神に基づく教育目的等を達成し、入学から卒業に至る学びの道筋をより明確にするため、具体的な指針として次の3つの方針を定めている。
- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- ② 3つのポリシーは、次の基本方針に基づき策定する。
- ア 本学の教育内容を明確に示す「鍵」
 - イ 教育の運営・向上・発展の「鍵」
 - ウ 「建学の精神」の理念を教育につなぐ「鍵」
 - エ 教育の質保証・質的転換を進め、社会の要請に応える「鍵」
- ③ 3つのポリシーは、基本方針に基づいた上で、各学部・各研究科単位で自主性を尊重し定める。

（2）日本福祉大学スタンダード

本学学生すべてに身に付けてほしい資質・能力を「日本福祉大学スタンダード＝四つの力（伝える力、見据える力、関わる力、共感する力）」として定め、その力を養成するための全学共通教育の推進に取り組んでいる。

- ① 伝える力
- ・相互理解のためのコミュニケーションができる。
 - ・自己の考えを効果的に伝達できる。
- ② 見据える力
- ・幅広い視野で学ぶことができる。
 - ・「ふくし」の考え方を理解し活用することができる。
- ③ 関わる力
- ・地域の現場で能動的に思考・行動することができる。
 - ・大学の学びを自身のキャリア構築と結び付けて考えることができる

- ④ 共感する力
 - ・他者を共感的に理解しようとすることができる。
 - ・他者と自身の幸福をともに追求しようとするすることができる。

(3) ダイバーシティ・インクルージョン

- ① 日本国憲法及び諸関連法令・政策等を踏まえ、「日本福祉大学 ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言」を制定し、国籍・人種・性別・性自認・性指向・信条・障がい等の差別を許さず、個々の価値観・経験なども含めた広い意味での多様性を尊重し、構成員一人ひとりが自由で対等に活躍できる学修、研究、就業環境の整備・推進に取り組んでいる。
- ② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成 28(2016)年 4 月 1 日施行)を受け、本学は障害等のある学生にとっての学内外の社会的障壁を除去し、すべての学生の能力や適性に応じた支援を行うことを目標とした「日本福祉大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」を設定・公開し、取組みを進めている。

5-2 教職員等に対して

(1) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本法人及び本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進する。

① ボード・ディベロップメント：BD

- ア 常勤理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当領域・職務に係る担当について、課題シートにより PDCA サイクルを毎年度明示する。
- イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告する。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、個々の教員は教育・研究活動に係る教育研究報告書を毎年度作成し、所属長（学部長）に対して提出する。
- イ 個々の教員の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学部等のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進する。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

- ア 学園 SD は、学園の重点政策課題に対応するマネジメント人材養成を目的に、体系的な能力開発プログラムとして実施し、本学園（法人・大学・専門学校・付属高校）の教職員を対象とする。
- イ 学園 SD は、対象となる内容・分野・層（年代・職階等）に応じて年次段階的に整備・体系化を図る。
- ウ 教職協働による学園 SD の推進組織（SDWG）によりプログラムを推進する。

(2) 職員会議

- ① 本法人における研究、教育の発展のため、業務遂行の方針を定め業務の円滑な処理と職員の資質向上を図り、職員の総意による事務局運営を発展させることを目的として、学校法人日本福祉大学職員会議を置いている。

- ② 職員会議は、事務職員を構成員としている。

5-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

法律の義務付けに基づき、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けている。本学も評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めている。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

学園事業計画、大学事業計画、事務局事業計画が連動する形で法人・大学の各事業が進められている。学園事業計画では各理事及び執行役員、大学事業計画では各教学機関を所管する学部長や専門部長等、事務局重点課題では事務部局長がそれぞれの事業を管理する会議・機関に計画策定、中間点検、結果報告を行い、点検・評価を行っている。

また、広く社会から本学の自己点検・評価活動と評価結果を検証するために、教育、研究、スポーツ・文化政策の3分野において日本福祉大学外部評価委員会を設置している。

③ 学内外への情報公開

認証評価の結果や事業計画及び事業報告書を刊行物やホームページ等を通じて公開している。また、本学が保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。

(2) 社会貢献・地域連携

① 地域との連携を進め、地域において「ふくし」を創発し、持続可能な地域社会の形成に積極的に貢献するため、「日本福祉大学地域連携ポリシー〔全学〕」を定めている。全学のポリシーに基づき「日本福祉大学地域連携ポリシー〔学部〕」を定め、各学部の特色を生かした地域連携教育を推進している。

② 「地域に関心をもち、地域課題を我が事として捉え、身をもって解決にあたる素養をもった人財“ふくし・マイスター”」の養成をはじめ、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。

③ 地域の発展に貢献するため、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供している。

④ 知多半島を中心に全国17の市町村自治体と友好協力宣言や連携に関する包括協定を締結している。定期的な懇談会や連携事業を通して、地域との連携・協力強化を推進している。

⑤ 産業界との連携を進め、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、持続可能な経済社会の形成に貢献するため、「日本福祉大学産学連携方針（ポリシー）」を定め、産学連携を推進している。

⑥ 建学の精神に基づいたふくしの総合大学としての各取組を通じて、環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る諸課題に対応していく。

(3) 大学同窓会・大学後援会

日本福祉大学同窓会（卒業生）は、会員相互の親睦と連帯を図り、本会並びに母校の発展に

寄与することを目的とし、会員名簿の整備、会報の発行、研究会、交流会等の開催、母校の発展に必要な事業に対する援助・協力等を行っている。

日本福祉大学後援会（父兄ならびに支援団体等）は、本学の教育と研究活動に対する後援・援助及び文化的諸事業等をとおして、大学の充実・発展を図り、もって我が国の文化の向上に寄与することを目的とし、大学の教育・研究活動への後援、学生の諸活動への援助、文化的諸事業の実施、大学と会員との交流等を行っている。

同窓会及び後援会とは定期的な懇談の場を設け、学生への支援の在り方や事業計画等について意見交換をするとともに、協同・連携について協議している。

（４）三法人連携

本法人創立者である鈴木修学先生が創立した宗教法人法音寺、理事長を務められた社会福祉法人昭徳会と本法人（学校法人日本福祉大学）の３つの法人は、鈴木修学先生の志を受け継ぎ、次世代に繋いでいくために連携して諸事業に取り組んでいる。この取り組みを「三法人連携」と称して、相互に交流・連携・協働し、人材養成や社会課題の解決を实践する事業を推進している。

5－4 危機管理及び法令遵守

（１）危機管理のための体制整備

- ① 本法人の学生・生徒、教職員等の安全確保を図るとともに、地域・社会への安全に対する責任を果たすため、本法人の危機管理体制及び事業継続に係る基本事項を「学校法人日本福祉大学危機管理規程」に定めている。また、大規模災害に備えて、日常的に地域社会と防災・減災活動に取り組んでいる。
- ② 「学校法人日本福祉大学大規模地震等事業継続計画（BCP）」を定め、地震をはじめとする大規模災害の際にはこれにより対応する。

（２）法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう、組織的な体制を整備している。
- ② 「学校法人日本福祉大学公益通報等に関する規程」に基づき、本法人の業務に関わり、法令・寄附行為・諸規程に違反またはそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談を適切に処理し、公益通報者の保護を図るとともに、本法人のコンプライアンス（法令等の遵守）経営の強化を図り健全な発展に資することを目的とし、公益通報の窓口を常時開設している。

第6章 情報公開（透明性の確保）

日本福祉大学の教育研究活動の公共性・適正性を確保するとともに、法人運営の透明性を高める観点から学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法（第63条第2項）等の法令、ならびに学校法人日本福祉大学情報公開規程に基づき、以下を行っている。

(1) 学園及び各学校の基本情報の公開

- ① 建学の精神
- ② 学園の沿革及び組織構成
- ③ 学生数及び卒業生数
- ④ 教職員数
- ⑤ 校地及び校舎面積

(2) 法人の経営及び財務に関する情報の公開

- ① 寄附行為
- ② 役員等名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準
- ③ 中期計画、事業計画書、事業報告書
- ④ 財産目録、貸借対照表、収支計算書
- ⑤ 監査報告書

(3) 大学の教育研究活動に関する情報の公開

- ① 大学学則及び大学院学則
- ② 授業科目履修規程
- ③ 教育研究上の目的
- ④ 教育研究上の基本組織
- ⑤ 教員組織、各教員が保有する学位及び業績
- ⑥ 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- ⑦ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
- ⑧ 学修成果の評価及び卒業又は修了認定の基準
- ⑨ 校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- ⑩ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- ⑪ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ⑫ 学生が修得すべき知識及び能力
- ⑬ 公的研究費の不正使用防止のための取り組み

(4) 評価に関する情報の公開

- ① 自己点検・評価報告書
- ② 文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価結果

(5) その他の情報の公開

- ① キャンパスハラスメント防止に関するガイドライン及び規程
- ② 積極的な情報公開が必要と認められる情報

(6) 情報公開の工夫等

- ① 情報は Web 公開を基本とし、各事務所にも備え置き、請求があれば閲覧に供する。
- ② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開の他、閲覧者が多岐にわたることを考慮

し、「大学ポートレート」を活用するほか、各種広報・パンフレット等の媒体も活用する。

第7章 付属高等学校、専門学校、その他学校法人関係事業の運営

7-1 日本福祉大学付属高等学校

(1) 教育の目的

教育基本法の内容及び仏教精神に基づき、高等普通教育を施すことを目的とする。

(2) 育てたい生徒像

未来社会を担う自律したリーダー

- ① 目標の達成に向けて見通しを持ち、やり抜くことができる生徒
- ② 学びに真摯に向き合い、他者と協働の中で互いを高め合うことができる生徒
- ③ 社会の課題を「我が事」ととらえ、解決改善に向けて行動することができる生徒
- ④ 社会を生きる一員として、自他の尊厳を尊重することができる生徒

(3) 校長の責務、校務運営等

- ① 校長は法令及び本校学則の定めにしたがい、本校の責任者として校務全体を掌り、所属職員を監督する。校長の任免は、理事長が行う。
- ② 校長を補佐するため教頭を置き、教頭の任免は理事長が行う。
- ③ 校長のもとに校務運営会議を置き、学校運営上必要な事項を審議し、校務全般の適正で円滑な運営管理につとめている。校務運営会議は校長、教頭、教務部長、生活指導部長、進路指導部長、渉外部長及び事務長を構成員としている。
- ④ 校務運営に関する重要な事項について協議し、校長の職務の執行を助けるため、校長並びに専任教員をもって構成する教員会議を置いている。

7-2 日本福祉大学中央福祉専門学校

(1) 教育の目的

教育基本法の内容に則り、学校教育法、社会福祉士及び介護福祉士法、並びに言語聴覚士法、その他関係法令に従い、社会福祉分野ならび医療分野における、専門的な担い手を養成することを目的とする。

(2) 校長の責務、校務運営等

- ① 校長は、法令ならびに学則にしたがい専門学校の校務運営を統轄し、専門学校教員を監督する。校長の任免は、理事長が行う。
- ② 各学科に1名、学科長を置き、学科長は学科の教員管理ならびに学科の教学運営に責任を負う。学科長の任免は、理事長の承認を得て校長が行う。
- ③ 校長のもとに学科長会議を置き、学校全体及び学科の課題や入試・学生募集に関する事項等について、審議・決定する。

(3) 教育課程

- ① 福祉・医療事業全体の動向や実務に関する知見を有する関係施設、職能団体等の役職員や有識者と連携した教育を行い、専門職養成の充実を図ることとする。
- ② 教育カリキュラムの編成にあたり、役職員や有識者が参画する「教育課程編成委員会」を設置し、本校の教育に対する意見・助言を求めることとする。

(4) 学校評価

- ① 教育目的を達成するため、教育活動や学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表している。
- ② 自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動及び学校運営に活用するとともに公表している。

7-3 その他学校法人関係事業

(1) 日本福祉大学附属クリニックさくら

附属クリニックさくらは、建学の精神を基礎に、患者とそのご家族に寄り添い医学的根拠に基づいた医療を提供するとともに、医療実践を通じた研究の蓄積を社会に発信し、専門職教育に資する実践教育の拠点形成を目的として、「日本福祉大学附属クリニックさくら規程」に基づき事業を行っている。

(2) 学校法人出資による株式会社（エヌ・エフ・ユー）

学校法人出資による株式会社（エヌ・エフ・ユー）においても、本ガバナンス・コードの理念を尊重するとともに事業活動の規範とする。

本ガバナンス・コードは、「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に基づき作成している。